

国民の保護に関する高崎市計画

高崎市

平成18年度 策定

令和2年度 改訂

目 次

はじめに

第1節	市国民保護計画策定の目的	1
第2節	市国民保護計画の対象	2
第3節	市国民保護計画の構成	3
第4節	市国民保護計画の変更等	4

第1編 総論

第1章	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	5
第2章	国民保護措置等に関する基本指針	6
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	8
第4章	市の地理的、社会的特徴	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	13
第1節	武力攻撃事態	13
第2節	緊急処理事態	17

第2編 日頃からの備え

第1章	組織や体制の整備等	19
第1節	市における組織や体制の整備	19
第2節	関係機関との連携体制の整備	24
第3節	通信の確保	27
第4節	情報収集及び提供等の体制整備	28
第5節	研修及び訓練	31
第2章	避難、救援及び武力攻撃・テロ災害への対処に関する備え	33
第1節	避難に関する基本的事項	33
第2節	避難実施要領のパターン	35
第3節	救援に関する基本的事項	36
第4節	運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等	37
第5節	避難施設の指定への協力	38
第6節	生活関連等施設の把握等	39
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	40
第1節	市における整備	40
第2節	市が管理する施設及び設備の整備、点検等	41
第4章	国民保護に関する啓発	42
第1節	国民保護措置等に関する啓発	42
第2節	武力攻撃やテロにおいて住民がとるべき行動に関する啓発	43

第3編 武力攻撃やテロへの対処

第1章 初動連絡体制の速やかな確立	44
第1節 緊急事態初動体制と初動措置	44
第2章 市対策本部の設置等	46
第1節 市対策本部の設置	46
第2節 通信の確保	52
第3章 関係機関相互の連携	53
第1節 国、県の対策本部との連携	53
第2節 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	54
第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	55
第4節 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託	56
第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	57
第6節 市の行う応援等	58
第7節 ボランティア団体等に対する支援等	59
第8節 住民等への協力要請	60
第4章 警報の伝達及び避難の指示等	61
第1節 警報の伝達等	61
第2節 避難住民等の誘導	64
第5章 救援	74
第1節 救援の実施	74
第2節 関係機関との連携	75
第3節 救援の内容	76
第4節 救援物資等の確保	77
第6章 安否情報の収集・提供	78
第1節 安否情報の収集	79
第2節 県に対する報告	80
第3節 安否情報の照会に対する回答	81
第4節 日本赤十字社に対する協力	83
第7章 武力攻撃・テロ災害への対処	84
第1節 武力攻撃・テロ災害への対処	84
第2節 生活関連等施設における災害への対処等	86
第3節 N B C R 攻撃による災害への対処等	89
第8章 応急措置等	94
第1節 退避の指示	94
第2節 警戒区域の設定	96
第3節 応急公用負担等	98
第4節 消防に関する措置等	99
第9章 被災情報の収集及び報告	102

第10章	保健衛生の確保その他の措置	103
第11章	生活の安定に関する措置	105
第12章	特殊標章等の交付及び管理	107

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	109
第1節	基本的考え方	109
第2節	生活基盤等の応急の復旧	110
第2章	復旧	111
第3章	国民保護措置等に要した費用の支弁等	112
第1節	国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求	112
第2節	損失補償及び損害補償	113
第3節	総合調整及び指示に係る損失の補てん	114

第5編	首都圏等への支援	115
-----	----------	-----

資料編（別冊）

(注) この市国民保護計画は、高崎市が策定する計画であるため、原則として「高崎市（市長）」という主語は省略します。また、「国」や「県」などの組織名称を使う場合、原則として組織の長も含みます。

はじめに

第1節 市国民保護計画策定の目的

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年9月施行。以下「国民保護法」という。）は、国が武力攻撃事態等や緊急対処事態を認定した場合において、例えば、外国の軍隊の攻撃（さし迫った状況や予測される状況を含み、以下「武力攻撃」という。）やテロ集団による破壊活動（さし迫った状況を含み、以下「テロ」という。）から、国民（住民等）の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃やテロが日常生活及び経済活動に及ぼす影響をできるだけ少なくするために、国、都道府県、市町村が協力して行わなければならない内容を定めています。

具体的には、国から、武力攻撃やテロに係る警報や避難措置の指示が出された場合、国及び県からの指示を受けた市は、住民等に対し避難先や経路等を明示した避難の伝達及び誘導を行います。そのほか、避難住民等へ収容施設の設置、食料・飲料水、医療の提供等の救援を行い、武力攻撃やテロの発生により負傷した住民等への救急・救助、火災の消火等の対処を行い、さらには、被害が生じた施設の復旧など（国民保護措置及び緊急対処保護措置。以下、これらを総称して「国民保護措置等」という。）に関し、必要な事項を定めています。

これまでに、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月内閣官房作成。以下、「基本指針」という。）及び国民の保護に関する群馬県計画（以下「県国民保護計画」という。）が策定されたことにより、市の区域における国民保護措置等の体制の基準が明らかにされました。

武力攻撃やテロが発生した場合、市は、国、県、近隣市町村、指定地方公共機関などの関係機関と相互に連携しながら、住民等の協力を得つつ、国民保護措置等の速やかで適切な実施に万全を期さなければなりません。

このため、国民保護法やその他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の保護に関する高崎市計画（以下「市国民保護計画」という。）を策定します。

第2節 市国民保護計画の対象

市国民保護計画では、市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行や仕事で市内に滞在している人、市内を通過中の人など、市の区域の全ての人を対象とします。そして計画文中に、「住民等」という言葉で表現します。

また、市国民保護計画では、武力攻撃事態等と緊急対処事態を合わせて、市国民保護計画が対象とする事態とし、「武力攻撃やテロ」という言葉で表現します。

第3節 市国民保護計画の構成

市国民保護計画の構成は、以下の各編により構成します。

はじめに

第1編 総論

第2編 日頃からの備え

第3編 武力攻撃やテロへの対処

第4編 復旧等

第5編 首都圏等への支援

資料編（別冊）

第4節 市国民保護計画の変更等

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る新たな体制の構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

市国民保護計画の変更に当たっては、高崎市国民保護協議会（以下、「市国民保護協議会」という。）で審議を行い、その意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めます。この審議結果を基に市国民保護計画の変更を取りまとめ、国民保護法の規定により、市国民保護協議会へ諮問を行い、県の同意を得た後、市議会に報告し、公表します。（国民保護法施行令の規定に基づき、軽微な変更については、市国民保護協議会の審議及び県の同意を省きます。）

なお、資料編のデータについては、定期的な更新に努めます。

第1編 総論

第1章 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

住民等の生命、身体及び財産を保護する責務に照らし合わせ、国民保護措置等を速やかにかつ的確に実施するため、次のとおり市の責務を明らかにするとともに、市国民保護計画の趣旨、構成等について定めます。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、市の区域において武力攻撃やテロが発生した場合、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置等を速やかにかつ的確に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進します。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市の責務に照らし合わせ、国民保護法第35条の規定に基づき市国民保護計画を策定します。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市の区域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項、国民保護措置等の実施に関する事項等国民保護法第35条第2項に掲げる事項について定めます。

第2章 国民保護措置等に関する基本指針

国民保護措置等を速やかにかつ的確に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置等に関する基本方針として定めます。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利、財産権の保障など基本的人権を尊重します。しかしながら、やむを得ず救援物資を確保する場合や収容施設や医療施設を建設するために個人の土地を使用する場合など、住民等の自由と権利に制限が加えられる時であっても、その制限は、必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

2 住民等の権利利益の速やかな救済

国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申し立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続をできる限り速やかに処理するよう努めます。

3 住民等に対する情報提供

武力攻撃やテロが発生した場合、速やかに住民等に対して警報や避難指示の通知や伝達を行います。

また、武力攻撃やテロに伴い発生した災害の正確な情報を、適時適切な方法で提供します。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と日頃から相互の連携体制の整備に努めます。

また、武力攻撃やテロへの効果的かつ速やかな対処ができるよう、防災のための連携体制の活用にも努めます。

5 住民等の協力

国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、避難誘導の手助け、負傷者の介助の手助けなどについて協力を要請します。この場合において、住民等は、その自発的な意志により、必要な協力をするよう努めます。

また、市民自らが武力攻撃やテロに伴い発生した災害（以下「武力攻撃・テロ災害」という。）への対処（負傷者の救急及び救助、火災の消火等）に協力できるよう、日頃から、自主防災組織の充実及び活性化、ボランティアへの支援に努めます。

6 高齢者、障害者などへの配慮

国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を必要とする人に対して、速やかな警報の伝達や取り残されることのないよう、避難誘導等を行うよう、配慮を行います。

また、外国人居住者や旅行者に対しても、国民保護措置等の実施について配慮します。

7 国際人道法の的確な実施

国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法^{*1}の的確な実施を確保します。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃やテロの状況に即して自主的に判断するものであることに留意します。

9 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

国民保護措置等を行う市職員や県職員及び医療関係者などの安全に十分配慮するとともに、市や県の要請に応じて協力する住民等に対しても、安全の確保が十分に図られるよう配慮します。

10 市庁舎の機能が失われた場合の代替措置

市庁舎が武力攻撃やテロにより、国民保護措置等の実施に関する本部機能を果たせなくなった場合、武力攻撃やテロの発生地域を見極め、最も適切で安全と判断される高崎総合保健センターや支所などにおいて、その業務を担うこととします。

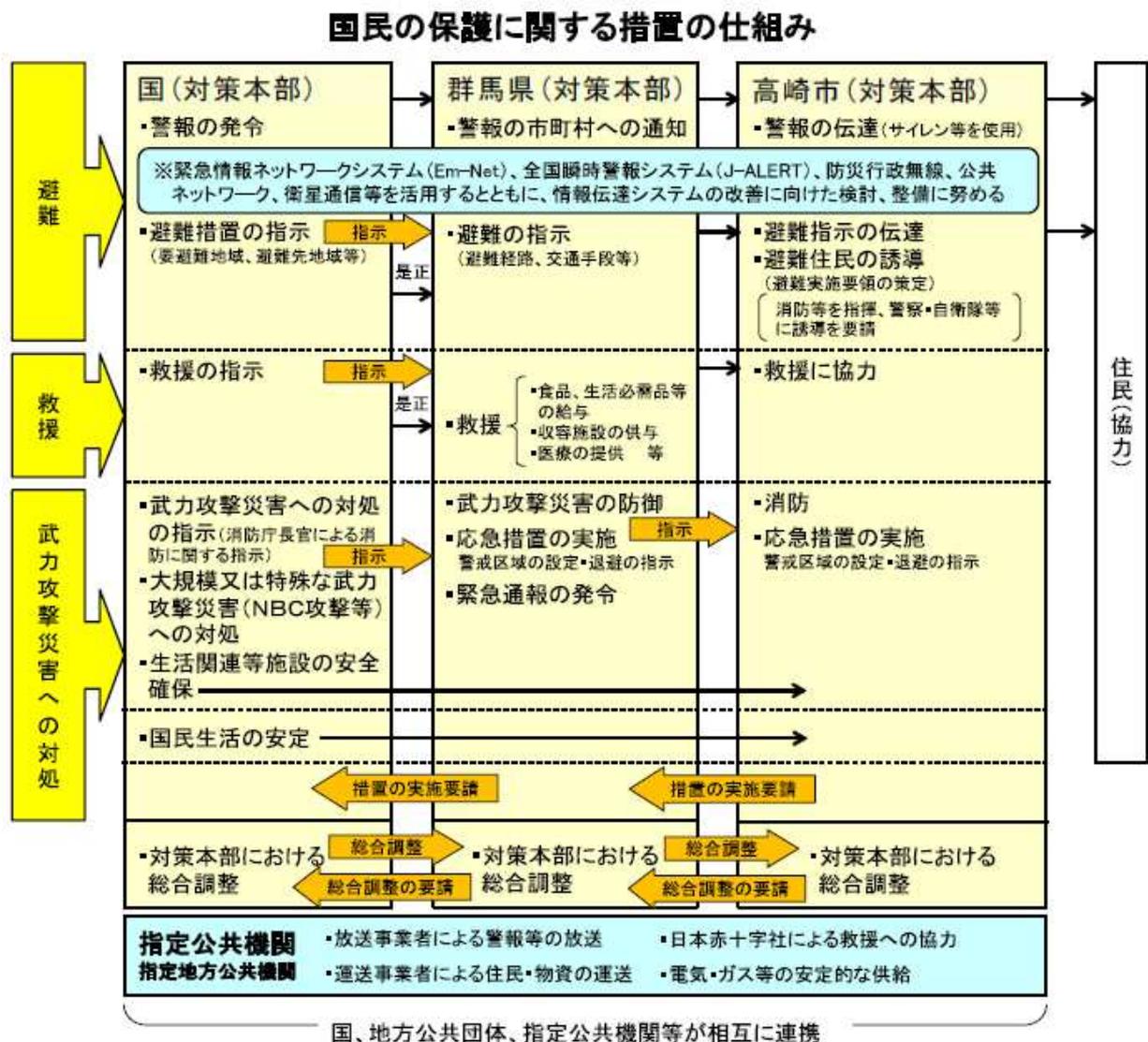
*1 国際人道法・・・武力紛争時の傷病者、一般の人々、捕虜などの人道的取り扱いを想定した諸条約、法規、慣習の総称。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置等の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておきます。

1 国民保護措置等の仕組み

国、県、市におけるそれぞれの国民保護措置等の仕組みを図で表すと、次のようになります。



2 市の事務

機関名	事務又は業務の大綱
高崎市	<ol style="list-style-type: none"> 1 高崎市国民保護計画の策定 2 高崎市国民保護協議会の設置、運営 3 高崎市国民保護対策本部及び高崎市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関の調整その他の住民等の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃・テロ災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃・テロ災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関の連絡先

日頃から関係機関の連絡先を把握するとともに、連絡体制を整備します。

【資料編3 関係機関連絡先】

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置等を速やかにかつ適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置等の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定めます。

1 地理的特徴

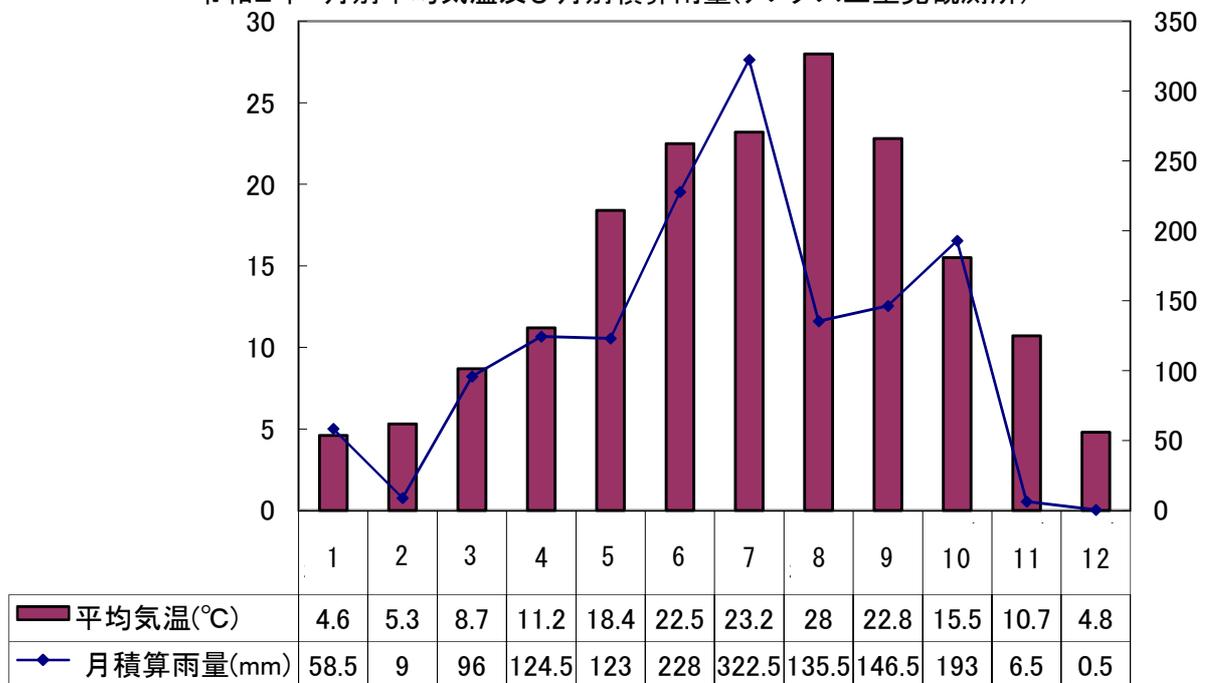
(1) 地形

群馬県の南西部に位置する高崎市は、南東から北西に細長い形を成し、市北部に有する榛名山から緩やかな丘陵地が広がり、都市部を形成する中央部から南東部には関東平野の一部となる平坦な地形が広がっています。また、市のほぼ中央を利根川の支流である烏川が流れています。

(2) 気候

内陸県の中西部に位置する高崎市の気候は、年間平均気温は13℃から15℃ですが、都市部においては、太平洋沿岸気候で降雨量は少ない方であるのに対し、南海上からの暖湿流の影響を受けやすい榛名地域では、1600mmから2000mmと降雨量は多くなっています。

令和2年 月別平均気温及び月別積算雨量(アメダス上里見観測所)



※令和2年アメダス上里見観測所における平均気温は、14.6℃。年間雨量は、1443.5mm。

2 社会的特徴

(1) 人口

高崎市の人口は、平成18年1月23日の市町村合併(高崎市、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町)、同年10月1日の合併(高崎市、榛名町)及び平成21年6月1日の合併(高崎市、吉井町)を経て、約375千人となり、群馬県内市町村で第1位の人口となっています。

人口分布は、全体の約72%が平坦地域に集中しています。

(2) 交通

高崎市は、古くから交通の要衝として広く知られ、鉄道面では、高崎線、信越本線、上越線、両毛線、八高線、上信電鉄の各線の基点として位置づけられています。また、新幹線については、上越新幹線が南北の軸を形成するとともに、長野新幹線が東西の軸を形成しています。道路面では、高速交通網である関越自動車道、北関東自動車道、上信越自動車道が交差し、高速交通拠点都市としての地位を不動のものにしています。国道は、東京から新潟県に通じる国道17号線、高崎市から長野市を経由して上越市に通じる国道18号線、高崎市から長野県大町市に通じる国道406号線などが通っています。

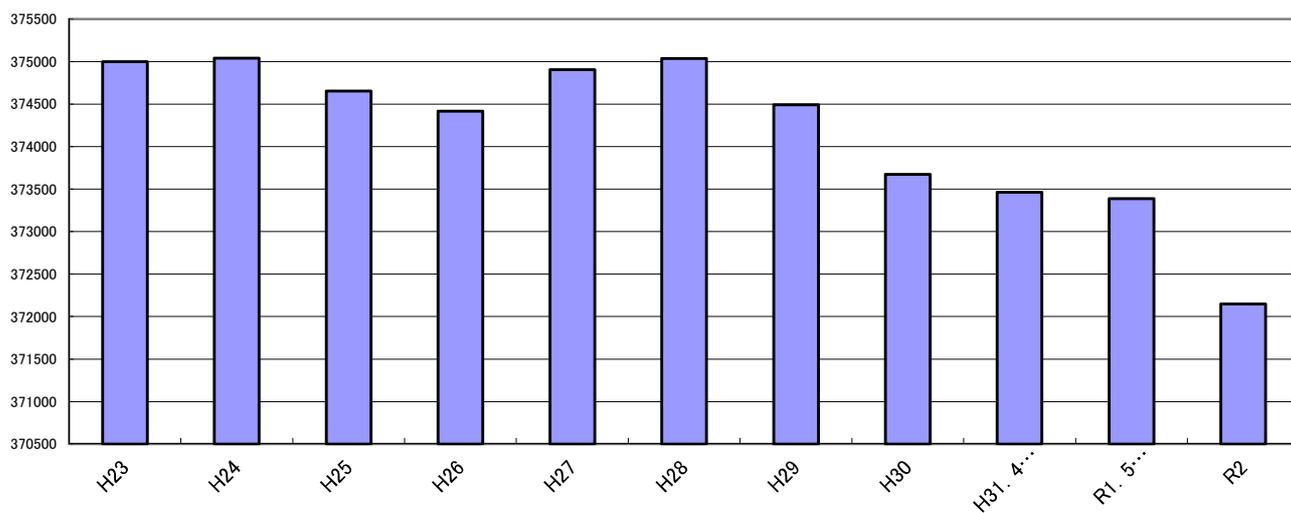
県の統計では、自動車保有台数は、1世帯当たり2.12台で全国第5位(平成31年3月31日現在)、県人口に対する免許取得率は、72.5%で全国第1位(平成31年4月30日現在)と自家用車が主要な交通機関となっています。

一方で、公共交通機関は、利用者が最も多かった昭和40年から45年頃と比べると、一般乗合バスでは約10分の1に、タクシーでは約半数まで減少してきており、高崎市についても同様の傾向があり、輸送能力の低下が心配されています。

3 施設

市内には、米軍基地は存在しませんが、陸上自衛隊の施設が所在しています。また、原子力発電所は存在しませんが、放射性同位元素などを使用している国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所が所在しています。その他、日常生活の維持や経済活動に不可欠な施設、有害な危険物質を貯蔵している施設が所在しています。

高崎市 人口数(10年間)



【高崎市人口一覧（住民基本台帳人口、外国人登録人口より）】

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とします。

第1節 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定された、市の区域で発生することが比較的高いと思われる事態を対象とします。

1 ゲリラや特殊部隊による攻撃

(1) 特徴

高速交通網等が発達し、首都圏に近接しているということを考えると、高崎市では、首都圏の警備を攪乱させるため、ゲリラや特殊部隊による攻撃が想定されます。

具体的には、市の行政庁舎、ターミナル駅、新幹線などの大量輸送機関、大規模なイベント施設、大型商業施設、自衛隊施設などの爆破やBCR兵器^{*2}による攻撃、核燃料を輸送中の車両の奪取、放射性同位元素等使用施設や学校、病院などの占拠、浄水場への毒物混入などが想定されます。

なお、警察、自衛隊等による監視活動により、その兆候の早期発見に努めることとなりますが、敵もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられます。

これらの攻撃は少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器や運搬できる爆薬の量も限定され、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的です。ただし、攻撃目標となる施設や設備の種類によっては、火災の延焼、有害物質の流出など二次被害の発生が想定されるとともに、気付かれずにBCR兵器が使用された場合や毒物が混入された場合、さらに占拠された建物が破壊された場合などによっては、被害が拡大することも想定されます。

^{*2} BCR兵器・・・大量破壊兵器のことを指し、それぞれの英語の頭文字をとって、Bは生物兵器、Cは化学兵器、Rは放射能兵器のことをいう。

(2) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民等に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う必要があります。

火災の延焼や有害物質の流出など、その事態の状況により、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行うことが必要です。

2 弾道ミサイル攻撃

(1) 特徴

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭^{※3}）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なります。

市内の施設や地域が直接標的になる可能性は低いと考えられますが、弾道ミサイルの命中精度が低い場合は、市内に着弾する可能性がないとはいえません。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられます。

核弾頭の場合には、核爆発による熱線、爆風による家屋や施設などの破壊や火災、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能^{※4}による残留放射能によって、物質の燃焼、家屋や施設などの破壊や火災、放射能汚染の被害発生などが考えられます。仮に着弾しなかった場合でも、気象条件によっては、放射能汚染が拡散してくる可能性もあります。

また、化学兵器弾頭の場合、地形や気象条件の影響を受けて、風下方向に拡散して人的な被害が発生することが考えられます。

※3 NBC弾頭・・・大量破壊兵器を搭載したミサイルのことを指し、それぞれ英語の頭文字をとって、Nは核弾頭、Bは生物兵器弾頭、Cは化学兵器弾頭のことをいう。

※4 中性子誘導放射能・・・物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能。

(2) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、速やかな情報伝達体制と適切な対応によって被害を最小限にとどめることが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となります。

着弾前は、できるだけ近くのコンクリート造りなどの頑丈な施設や建築物の地下などに住民等を避難させることが必要です。

弾道ミサイル着弾後は、被害状況を速やかに把握したうえで、弾頭の種類に応じた避難の指示を行うことが必要です。

3 着上陸侵攻

(1) 特徴

海を持たない本市において、直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は、低いと考えられます。

しかしながら、日本海側に着上陸侵攻が行われた場合、首都圏を目指す地上侵攻部隊が、高速道路網が発達している高崎地域を通過することが想定され、侵攻する方向等にある地域の住民等を避難させることも想定されます。

着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高く、爆弾、砲弾などによる家屋、施設や設備の破壊や火災の発生などが考えられ、石油や有害物質などを取り扱う施設が破壊された場合には、二次被害の発生も予想されます。

(2) 留意点

事前の準備が可能であり、侵攻が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となります。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となります。

4 航空攻撃

(1) 特徴

高崎市の施設や地域が、航空攻撃の直接標的になることは極めて低いと想定されますが、地上侵攻部隊が通過するような事態が発生した場合、侵攻に先立って航空攻撃が行われることも想定されます。航空攻撃はその目的が達成されるまで繰り返し行われることも考えられます。

(2) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の場所を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要があります。

また、侵攻が予測される地域に、生活関連等施設^{*5}が存在する場合、その施設の安全確保、武力攻撃災害の発生や拡大の防止などの措置を実施する必要があります。

*5 生活関連等施設・・・日常生活の維持や経済活動に不可欠な施設、有害な危険物質を貯蔵しているような施設をいう。

第2節 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）のことです。

1 攻撃対象施設による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	
事態例	留意点
ア 放射性同位元素等使用施設の占拠 イ 核燃料を輸送中の車両の奪取 ウ オイルタンクなどの爆破	施設や車両が爆破された場合には、核関連物質などの拡散により、周囲の住民等や建物にも被害が及ぶ場合があります。 爆発及び火災の発生により住民等に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じます。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	
事態例	留意点
ア 市の行政庁舎や自衛隊施設及びターミナル駅の爆破 イ 大規模イベント施設、大型商業施設の爆破	大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなります。
ウ 新幹線など大量輸送機関の爆破	鉄道網が破壊された場合、社会的経済活動にも支障が生じます。
エ 学校、病院、行政機関の占拠	人質の生命や心身の健康状態に大きな影響又は被害が発生するおそれがあります。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	
事態例	留意点
ア 市の行政庁舎に対するBCR兵器による攻撃	放射能の拡散や生物剤による感染、化学剤の影響で死傷者が発生するとともに、放射能による被ばくや生物剤による感染の発見が遅れた場合、二次的な被害が拡大するおそれがあります。
イ ターミナル駅に対するBCR兵器による攻撃	
ウ 大規模イベント施設、大型商業施設などに対するBCR兵器による攻撃	
エ 浄水場への毒物混入	水道水の給水が不可能となり、住民等の生活に支障が生じます。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃	
事態例	留意点
ア 行政庁舎などに対する航空機を使用した自爆テロ	主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によっては、死傷者が拡大します。

第2編 日頃からの備え

第1章 組織や体制の整備等

国民保護措置等を速やかにかつ的確に実施するためには、日頃から必要な組織及び体制、職員の配置、関係機関相互の連携協力関係の構築、情報通信手段の整備又は確保を図ることが重要です。

このため、関係機関の組織や体制、連携協力関係、情報通信手段などの整備の在り方について定めます。

第1節 市における組織や体制の整備

各部、総務部、消防部

国民保護措置等を速やかにかつ的確に実施するためには、必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、市職員の参集基準等について定めます。

1 市の各組織における日頃の業務

市の各組織は、国民保護措置等を速やかにかつ的確に実施するため、日頃から国民保護法上の関連業務の実施に努めます。

なお、国民保護に関する業務の総括、各組織間の調整などについては、総務部防災安全課で行います。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の速やかな参集体制の整備

武力攻撃やテロが発生した場合の初動対応に万全を期するため、職員が速やかに参集できる体制を整備します。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃やテロが発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、現行の宿直及び中央監視センターによる夜間、休日等を含めた24時間対応できる体制を引き続き維持し、高崎市等広域消防局（以下「消防局」という。）及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部との連携を図りつつ、速やかに市長への連絡、情報の収集や市職員の参集、関係機関との連絡などに備えます。

(3) 消防局との連携

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市その他関係機関への連絡）では、消防局の役割が重要です。市においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとることとし、登庁後は、消防局より引き継ぎ、国民保護措置等を実施することとします。この場合、消防局は、特に構成市への連絡を速やかに行うよう留意するとともに、日頃から、構成市と消防局との連携を密にし、構成市の庁内体制の整備、職員への周知を十分実施しておくこととします。

(4) 市職員の参集基準等

武力攻撃やテロが発生した場合の初動対応に万全を期するため、次のとおり職員の参集基準を定めます。

ア 市内で緊急事態が発生した場合の対応

市内で死傷者や建物などが破壊されるような具体的な被害が発生した場合（以下「緊急事態」という。）、その原因が明らかになるまでには、時間がかかることもあります。この場合、原因が明らかになるまでの間、総務部防災安全課に高崎市国民保護情報連絡室を設置し、情報収集などに努めます。

その後、国において武力攻撃やテロの認定が行われ、閣議に基づいて国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部設置の指定が通知（以下「本部設置指定」という。）されれば、直ちに「高崎市国民保護対策本部」又は「高崎市緊急対処事態対策本部」（以下、これらを総称して「市対策本部」という。）に移行して国民保護措置等を実施します。

なお、本部設置指定前は、「高崎市国民保護準備本部」（以下「市準備本部」という。）を設置して、情報収集などを実施します。

【資料編2(3)高崎市国民保護準備本部及び高崎市国民保護情報連絡室設置要綱】

イ 市外で武力攻撃やテロが発生した場合の対応

日本国内で武力攻撃やテロが発生し、国において事態認定が行われた場合でも、市内で発生する可能性が低いと判断される場合は、「高崎市国民保護情報連絡室」（以下「市情報連絡室」という。）を設置し、情報収集などを実施します。

しかし、市内でも武力攻撃やテロが発生した場合や発生のおそれがあると認められる場合は、本部設置指定により、直ちに市対策本部を設置して国民保護措置等を実施します。

なお、本部設置指定前は、市準備本部を設置して、情報収集などを実施します。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①高崎市国民保護情報連絡室体制	総務部防災安全課が参集
②高崎市国民保護準備本部体制	原則として、高崎市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③高崎市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は支所等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部（市緊急対処事態対策本部）設置の通知がない場合	①
	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	②
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の発声を把握した場合）	③
	市国民保護対策本部（市緊急対処事態対策本部）設置の通知を受けた場合	

（５）幹部職員への連絡手段

幹部職員及び防災安全課職員は、常時、参集時の連絡手段として携帯電話を携帯し、電話やメール等による連絡手段の確保に努めます。

（６）幹部職員等の参集が困難な場合の対応

武力攻撃やテロの状況によっては、交通の途絶、職員の被災なども考えられます。このため、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員について、別途、定めることとします。

（７）市組織の役割分担

市対策本部における業務については、「高崎市国民保護対策本部及び高崎市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程」で定めます。

(8) 交代職員等の確保

武力攻撃やテロが長期化することに備え、防災に関する体制を活用しつつ職員の配置、食料、燃料などの備蓄、自家発電設備及び仮眠設備などの確保に努めます。

3 消防機関の体制

(1) 消防局における体制

消防局は、市における参集基準と同様に、消防局における初動体制を整備することとします。その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置等が実施できる体制の整備に努めることとします。

(2) 消防団の充実や活性化の推進等

高崎市消防団（以下「消防団」という。）は、避難住民等の誘導等に重要な役割を担います。このため、市は県と連携し、地域住民等の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援など積極的に行い、消防団の充実や活性化を図ることとします。

また、県と連携し、消防団に対する国民保護措置等についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。

消防局は、高崎市消防団出場指定表に準じた、消防団の参集基準の策定に努めることとします。

4 住民等の権利利益の救済に係る手続等

武力攻撃やテロの認定があったときに、国民保護措置等を実施する場合、やむを得ず住民等の自由と権利に制限を加える場合があります。これに伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を速やかに処理するため、事前に担当窓口を定めます。

また、これらの手続に関連する文書について高崎市文書取扱規程を適用させ、安全で適切な保管場所の確保に努めるとともに、武力攻撃やテロが継続している場合や、国民保護措置等に関して不服申立て及び訴訟が提起されているときは、保存期間を延長します。

【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償	特定物資の収用に関する事
	特定物資の保管命令に関する事
	土地等の使用に関する事
	応急公用負担に関する事
損害補償	住民等への協力要請によるもの
不服申立てに関する事	
訴訟に関する事	

第2節 関係機関との連携体制の整備

総務部、福祉部、保健医療部、消防部

国民保護措置等を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備の在り方について定めます。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

武力攻撃やテロへの効果的かつ速やかな対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

特に、市及び消防局は、武力攻撃やテロが発生した場合、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官）（以下「即報要領」という。）に基づき、県及び総務省消防庁へ報告します。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保及び意思疎通

国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関との意思疎通を図り、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図ります。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに定期的に更新を行い、国民保護措置等の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図ります。

【群馬県総務部危機管理課】 027-226-2245（電話）
027-221-0158（FAX）
kikikanri@pref.gunma.lg.jp（E-mail）

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図ります。

(3) 市国民保護計画の県への協議

県との協議を通じて、県の行う国民保護措置等と市の行う国民保護措置等との整合性の確保を図ります。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃やテロにおいて、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図ることとします。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容についての共有化を図ります。

このため、武力攻撃・テロ災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携に努めます。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図ることが重要です。このため、既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携に努めることとします。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備に努めることとします。

また、市国民保護計画の変更や避難実施要領パターンの作成等に当たっては、消防機関やその理事長等とも十分な調整に努めます。

【資料編 1 1 (4) 消防機関保有のNBC資機材】

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

円滑な国民保護措置等が実施できるよう、日頃から市内で業務を行う指定公共機関や指定地方公共機関との緊密な連携に努め、連絡先、担当部署等について最新の情報を把握します。

(2) 医療機関との連携

事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防局とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに日頃からの意見交換等を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携に努めます。

また、特殊な災害への対応を速やかに行えるよう、公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な意見を有する機関との連携に努めます。

(3) 関係機関との協定の締結等

民間企業などから物資及び資材の供給などについて必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定に国民保護措置等に関する内容を加えるなど、防災対策に準じた連携体制の整備に努めます。

また、市の区域内の事業所における防災対策への取り組みに支援を行なうとともに、民間企業の有する広範な人的物的ネットワークとの連携の確保に努めます。

5 ボランティア団体等に対する支援及び連携

(1) 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置等の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市との間の連携が図られるよう配慮します。また、国民保護措置等についての訓練実施の促進に努めるほか、現行の「高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金交付規則」及び「高崎市自主防災組織防災訓練経費補助金交付要綱」に基づき、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図ります。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等との連携

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社群馬県支部、高崎市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃やテロが発生した場合に備えて、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努めます。

ア ボランティアに協力を要請できる事項

- (ア) 避難に関する訓練への参加
- (イ) 避難住民等の誘導の援助
- (ウ) 救援の援助
- (エ) 消火、負傷者の輸送、被災者の救助等の援助
- (オ) 住民等の健康の保持又は環境衛生の確保の援助

第3節 通信の確保

総務部、財務部

武力攻撃やテロにおいて、国民保護措置等を速やかにかつ的確に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要です。

このため、非常通信体制の整備等について定めます。

1 非常通信体制の整備

国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図ります。

2 非常通信体制の確保

武力攻撃・テロ災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めます。

【高崎市の主な通信手段】

- ・ 一般電話回線（携帯電話含む）
- ・ 衛星携帯電話
- ・ 災害時優先電話
- ・ 現有防災行政無線の有効活用
- ・ アマチュア無線クラブとの連携
- ・ 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）

第4節 情報収集及び提供等の体制整備

総務部、財務部、福祉部、保健医療部、教育部、消防部

武力攻撃やテロにおいて、国民保護措置等に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集や報告、安否情報の収集及び理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について定めます。

1 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

武力攻撃やテロの状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対し適時適切に実施するための体制を整備します。

(2) 情報収集における留意点

情報収集に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃・テロ災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。

また、国民保護措置等の実施のため必要な情報の収集や蓄積及び更新に当たっては、情報セキュリティに留意するとともに、関係機関相互での情報共有に努めます。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達に必要な準備

県から警報の内容の通知があった場合の住民等や関係団体への伝達方法等について十分な周知を図り、あらかじめ定めておきます。この場合、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会などとの協力体制を整備するなど、高齢者、障害者、外国人に対する伝達に配慮します。

(2) J－A L E R Tの管理

全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の保守点検や更新を計画的に実施するとともに、J－A L E R Tとの連携により自動起動する防災スピーカーや安心ほっとメールによる伝達体制の管理に努めます。

(3) 県警察との連携

武力攻撃やテロにおいて、住民等に対する警報の内容の伝達が速やかにかつ的確に行われるよう、県警察との協力体制を構築することとします。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知。以下「サイレン」という。）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図ります。

(5) 大規模集客等施設に対する警報の伝達のための準備

県から警報の内容の通知を受けたとき、速やかに警報の内容の伝達を行うこととなる大規模集客等施設^{※6}について、県との役割分担を協議し、確認します。【資料編5（2） 大規模集客等施設の連絡先】

(6) 民間事業者からの協力の確保

県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等が主体的に実施できるよう、推進することとします。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

避難住民等及び武力攻撃・テロ災害により負傷し又は死亡した住民等の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告します。

(2) 安否情報収集のための体制整備

収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、市職員に対し必要な研修を行うよう、努めます。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握します。

※6 大規模集客等施設・・・県から警報の通知を受けたときに、速やかに警報の伝達を行うこととなる、市の区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設。〔具体例：学校、駅、社会福祉施設、大規模商業施設等〕

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校など、安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握します。

4 被災情報の収集及び報告に必要な準備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備等

被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備及び担当者の育成に努めます。

【資料編 1 4 (1) 被災情報の報告様式】

第5節 研修及び訓練

総務部、消防部

市職員は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練により武力攻撃やテロへの対処能力の向上に努めることが必要です。

このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を次のとおり定めます。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治総合研究センター、県消防学校等の研修機関の研修過程を有効に活用し、職員の研修機会の確保に努めます。

(2) 職員等の研修機会の確保等

職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置等に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(国民保護ポータルサイト) <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
(総務省消防庁ホームページ) <http://www.fdma.go.jp/>

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

防災訓練等の既存のノウハウを活用し、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃やテロに伴う災害への対処能力の向上を図ります。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、国、県、県警察、近隣市町村、消防、自衛隊などとの連携による、NBCR攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めます。

(2) 訓練の形態等

訓練を計画するに当たっては、実働訓練、図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練や防災訓練における実施項目を参考に訓練の実施に努めます。

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置等と防災上の措置との間で応用が可能な項目については、相互の連携に努めます。

イ 国民保護措置等についての訓練の実施においては、住民等の避難誘導や救援等に当たり、町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意します。

ウ 住民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の開始時期、場所などは、住民等の参加が容易となるよう配慮します。

エ 訓練実施後における検証結果に基づいて、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業などに反映させます。

オ 県と連携し、大規模集客等施設など多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促すこととします。

カ 県警察と連携し、避難訓練時における交通規則等の実施について留意することとします。

第2章 避難、救援及び武力攻撃・テロ災害への対処に関する備え

避難、救援及び武力攻撃・テロ災害への対処に関する日頃からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定めます。

第1節 避難に関する基本的事項

総務部、福祉部、保健医療部、教育部、消防部

1 基礎的資料の収集

速やかに避難住民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備します。

- (1) 市の地図
- (2) 人口分布 【資料編13(1)(2)】
 - ア 年齢人口・世帯数
 - イ 外国人登録者数
 - ウ 昼間人口
- (3) 道路網のリスト
- (4) 輸送力のリスト 【資料編10】
- (5) 避難施設のリスト 【資料編8(1)】
- (6) 備蓄物資、調達可能物資のリスト 【資料編12(1)】
- (7) 生活関連等施設のリスト
- (8) 関係機関の連絡先 【資料編3】
- (9) 消防機関のリスト 【資料編11(1)】
- (10) 避難行動要支援者名簿 【資料編15】

2 隣接する市町村との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、日頃から、隣接する市町村と緊密な連携の確保に努めます。

3 高齢者、障害者など避難行動要支援者への配慮

避難住民等の誘導に当たっては、高齢者、障害者など自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用しつつ、避難対策を講じます。

また、避難誘導時において、市の体制整備が速やかに行われるよう職員の配置に留意します。

4 避難行動要支援者の個別計画について

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者などの避難行動要支援者への配慮が重要です。

このため、日頃から、自然災害時における避難行動要支援者の個別計画を活用することが重要です。

市は、合併による市防災計画の改定と併せて、福祉関係部局と防災関係部局の連携の下で、避難行動要支援者の個別計画の策定に努めます。

5 民間事業者からの協力の確保

避難住民等の誘導時には、民間事業者の協力が重要です。

このため、日頃から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築することに努めます。

6 学校や事業所との連携

学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することが重要です。

このため、日頃から、学校や各事業所における避難の在り方について、関係部局（消防局含む。）と協力して、避難訓練等を通じて、対応を確認することとします。

第2節 避難実施要領のパターン

総務部

関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成する「避難実施要領のパターン」作成の手引きを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。

第3節 救援に関する基本的事項

総務部

1 県との調整

県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合を鑑みて、市の行う救援の活動内容等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、必要な体制を整備することとします。

2 基礎的資料の準備等

県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する日頃の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保します。

(1) 避難施設（臨時に医療機関として想定される場所等含む。）【資料編8(1)】

(2) 市備蓄状況 【資料編12(1)】

(3) 医療機関等

ア 病院 【資料編6(1)】

イ NBC災害専門知識を有する医療機関 【資料編6(2)】

ウ 感染症指定医療機関 【資料編6(3)】

(4) 救護班

(5) 墓地及び火葬場等 【資料編7(5)】

ア 火葬場

イ 公営墓地

(6) 交通手段

ア トラック保有状況 【資料編10(1)】

イ バス保有状況 【資料編10(2)】

ウ 鉄道車両保有数 【資料編10(3)】

(7) 輸送施設

ア 緊急輸送路 【資料編9(1)】

イ 鉄道 【資料編9(2)】

ウ 輸送拠点 【資料編9(3)】

エ ヘリポート適地 【資料編10(4)】

第4節 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

総務部、市民部

県と連携して、運送事業者の輸送力の把握及び輸送施設に関する情報把握等を行うとともに、避難住民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めることとします。

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

県が保有する市区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の共有に努めます。

(1) 交通手段

- ア トラック保有状況 【資料編10(1)】
- イ バス保有状況 【資料編10(2)】
- ウ 鉄道車両保有数 【資料編10(3)】

(2) 輸送施設

- ア 緊急輸送路 【資料編9(1)】
- イ 鉄道 【資料編9(2)】
- ウ 輸送拠点 【資料編9(3)】
- エ ヘリポート適地 【資料編10(4)】

2 運送経路の把握等

武力攻撃やテロが発生した場合において、避難住民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、日頃から、県が保有する市の区域に係る運送経路情報の共有に努めます。

3 避難手段の調整

避難時の交通手段については、マイカーの使用は原則として禁止しますが、公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむを得ない場合は、使用を認めることとします。

このため、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、県警察などの関係機関と調整することとします。

また、避難実施要領のパターン作成時には、状況に応じた交通手段について検討します。

第5節 避難施設の指定への協力

総務部、教育部

県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力します。避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知することとします。

第6節 生活関連等施設の把握等

総務部、福祉部、保健医療部、水道部、消防部

1 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備します。

また、生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の実施の在り方について定めます。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施します。この場合において、県警察等との連携を図ります。

【市内に所在する生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	—
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉局
	3号	火薬類	経済産業省	—
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省 経済産業省	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	文部科学省	—
	10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁（主務大臣）	病院局、企業局、 農業局、健康福祉局

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定めます。

第1節 市における整備

総務部

1 防災のための備蓄との関係

住民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置等のための備蓄として可能であるものについては、防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、武力攻撃やテロが発生した場合において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制の整備に努めます。

2 国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄並びに調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄並びに調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応することとします。

3 県との連携

国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄並びに整備について、県と密接に連携して対応することとします。

また、武力攻撃やテロが長期にわたった場合においても、国民保護措置等に必要な物資及び資材を調達することができるよう、供給に関し、協定の締結に努めるなど必要な体制の整備に努めます。

第2節 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

水道部、下水道部

1 施設及び設備の整備又は点検

国民保護措置等の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備又は点検に努めます。

2 ライフライン施設の機能の確保

上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散など、代替性の確保に努めます。

3 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃・テロ災害による被害復旧の速やかかつ的確な実施のため、土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等は、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めます。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃・テロ災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃やテロが発生した場合に、冷静かつ適切に行動するための知識を持つことが重要です。

このため、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃やテロが発生した場合の市民がとるべき行動等に関する啓発活動などについて、次のとおり定めます。

第1節 国民保護措置等に関する啓発

総務部、教育部

1 基本的考え方

国及び県と連携して市民に対し、国民保護措置等の重要性について、各種広報媒体を活用し、幅広い啓発の継続的实施に努めることとします。

なお、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発と連携し、消防団や自主防災組織を活用しながら、地域住民への啓発に努めることとします。

2 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神を養成するための教育を実施することとします。

第2節 武力攻撃やテロにおいて住民がとるべき行動に関する啓発

総務部

武力攻撃・テロ災害の兆候を発見した場合の市等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知に努めます。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、市民に対し周知するよう努め、さらには、日本赤十字社群馬県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当についての普及に努めることとします。

第3編 武力攻撃やテロへの対処

第1章 初動連絡体制の速やかな確立

市内において多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるような緊急事態が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられます。このような状況でも市は、関係機関からの情報を速やかに収集、分析して、その被害の状況に応じた応急活動を行っていくことが必要であり、住民等の生命、身体及び財産の保護のためにも極めて重要です。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約及び分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、次のとおり定めます。

第1節 緊急事態初動体制と初動措置

各部、総務部

1 緊急事態発生直後の初動体制

市や消防局は、現場からの情報により多数の人が殺傷される行為等の事案の発生を把握した場合、引き続き即報要領に基づき、県及び総務省消防庁に速やかに報告します。

2 緊急事態発生時の初動体制

(1) 市準備本部の設置

原因不明の緊急事態が武力攻撃やテロであることが明らかになった段階でも国の事態認定前や、事態認定後であっても市に対して、国からの本部設置指定が届くまでの間は、市準備本部を設置して、情報収集などを実施します。

市準備本部を設置したときは、下記の機関に対して連絡し、国民保護措置等の実施に備えます。

- ア 国
- イ 県
- ウ 県警察
- エ 近隣の市町村及び消防機関

- オ 指定公共機関及び指定地方公共機関
- カ 医療機関

市準備本部は、県警察、近隣の消防機関などの関係機関を通じて武力攻撃・テロ災害に関する情報収集に努め、国、近隣の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などの関係機関に対して速やかに情報提供を行います。

なお、市準備本部では、消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法などに基づいて実施される退避の指示、警戒区域の設定、救急及び救助などの応急措置についての情報を収集及び分析し、被害の最小化を図ります。

さらに、事態認定後においては、退避の指示や警戒区域の設定など、状況に応じて国民保護措置等を行うとともに、必要に応じて、本部設置指定について県を経由して、国に要請します。

また、緊急事態に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や近隣の市町村等に対し支援を要請します。

(2) 市対策本部への移行

当初原因が不明であった緊急事態が、武力攻撃やテロとして国において事態認定され、市対策本部の設置指定が閣議決定に基づき通知された場合は、直ちに市対策本部へ移行し、国民保護法に基づく措置を実施するなど必要な調整を行います。

3 武力攻撃やテロの兆候に関する連絡があった場合の対応

国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、また武力攻撃やテロの認定が行われたが市に関して、本部設置指定がなかった場合等において、市が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市情報連絡室を設置して、即応体制の強化を図ります。

この場合、市は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信及び連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内で事案が発生した場合に、速やかに対応できるよう準備します。

第2章 市対策本部の設置等

国が武力攻撃やテロの事態認定を行い、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて、市に対して本部設置指定がされた場合、速やかに市対策本部を設置して国民保護措置等を実施しなければなりません。

このため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織及び機能などについて、次のとおり定めます。

第1節 市対策本部の設置

各部、総務部、消防部

1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行います。

（1）市対策本部を設置すべき指定の通知

市は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けます。

（2）市対策本部の設置

本部設置指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置します。

なお、事前に市情報連絡室又は市準備本部を設置していた場合は、直ちに市対策本部に切り替えます。

（3）市対策本部員及び全職員の参集

市対策本部員に対し、一般電話、携帯電話又は緊急参集メールにより市対策本部に参集するよう連絡し、全職員に対しては、防災に関する体制に基づく連絡網により、参集するよう連絡します。

（4）参集時の職員の留意事項

参集時に職員は、防災における登庁時の注意事項と同様に、下記の事項について留意します。

ア 登庁の方法

登庁に当たっては被害状況及び道路状況等を適切に判断し、徒歩あるいは自転車等を使用し、かつ安全確保に留意します。

イ 被害状況の把握

登庁時には、防災におけるチェックシートにより、被害等の状況を把握し、登庁後ただちに市対策本部へ報告することとします。

ウ 登庁の免除

本人又は家族が負傷し、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合は、所属長にその旨を報告し、登庁の免除を受けることとします。

(5) 市対策本部の開設

市対策本部担当である総務部防災安全課職員は、災害対策本部室(市庁舎4階)に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始します。特に、関係機関と相互に用いる通信手段の確保に努めます。

また、市対策本部を設置したときは、市議会にその旨を連絡します。

(6) 交代要員等の確保

武力攻撃やテロが長期化することに備え、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備などの確保に努めます。

(7) 市対策本部の代替機能の確保

市対策本部が被災するなど、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、武力攻撃やテロの発生地域を見極め、最も適切で安全と判断される高崎総合保健センターや支所などにおいてその業務を担うこととします。

また、市域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行います。

2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

内閣総理大臣から市対策本部の設置指定が行われていない場合においても、市において国民保護措置等を総合的に推進する必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請します。

3 市対策本部の組織

【市対策本部の組織図】

市対策本部				
本部員会議		部の組織		市現地対策本部
本部長	市長	部名称	担当管理職	
副本部長	副市長	総務部	総務部長	現地調整所
本部員	市議会事務局長	財務部	財務部長	
	総務部長	市民部	市民部長	
	財務部長	福祉部	福祉部長	
	市民部長	子育て支援担当部	子育て支援担当部長	
	福祉部長	保健医療部	保健医療部長	
	子育て支援担当部長	環境部	環境部長	
	保健医療部長	商工観光部	商工観光部長	
	環境部長	農政部	農政部長	
	商工観光部長	建設部	建設部長	
	農政部長	都市整備部	都市整備部長	
	建設部長	会計部	会計管理者	
	都市整備部長	水道部	水道局長	
	倉渚支所長	下水道部	下水道局長	
	箕郷支所長	教育部	教育部長	
	群馬支所長	学校教育担当部	学校教育担当部長	
	新町支所長	消防部	高崎市等広域消防局長	
	榛名支所長	第1協力部	中央図書館長	
	吉井支所長	第2協力部	監査委員事務局長	
	会計管理者	救援部	市議会事務局長	
	教育長	倉渚支所部	倉渚支所長	
	教育部長	箕郷支所部	箕郷支所長	
	学校教育担当部長	群馬支所部	群馬支所長	
	監査委員事務局長	新町支所部	新町支所長	
上下水道事業管理者	榛名支所部	榛名支所長		
水道局長	吉井支所部	吉井支所長		
下水道局長				
消防局長				

※本部員会議・・・国民保護対策本部員で構成される、市対策本部に設置される会

※部の組織・・・市対策本部に設置される各部のこと。

※市対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。

4 市対策本部における広報

武力攻撃やテロの発生時、情報の錯綜などによる混乱を防ぐために、住民等に正確かつ適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県と連携した広報体制を構築するとともに、次のとおり市対策本部内に広報広聴体制を整備します。

- (1) 広報を一元的に行う広報責任者の設置
- (2) 広報誌、ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設
- (3) インターネットホームページなどの様々な広報手段を活用した情報提供体制の整備

5 市現地対策本部の設置

避難住民等が数多く発生した地域において、国、県の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、高崎市国民保護現地対策本部又は高崎市緊急対処事態現地対策本部（以下、これらを総称して「市現地対策本部」という。）を設置します。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てます。

6 現地調整所の設置

(1) 現地調整所の性格

現地調整所とは、現地関係機関が限られた時間の中で集中して行う必要がある措置について、それぞれの役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるものです。

(2) 現地調整所の設置

市は、武力攻撃・テロ災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる職員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行うこととします。

(3) 現地調整所の役割について

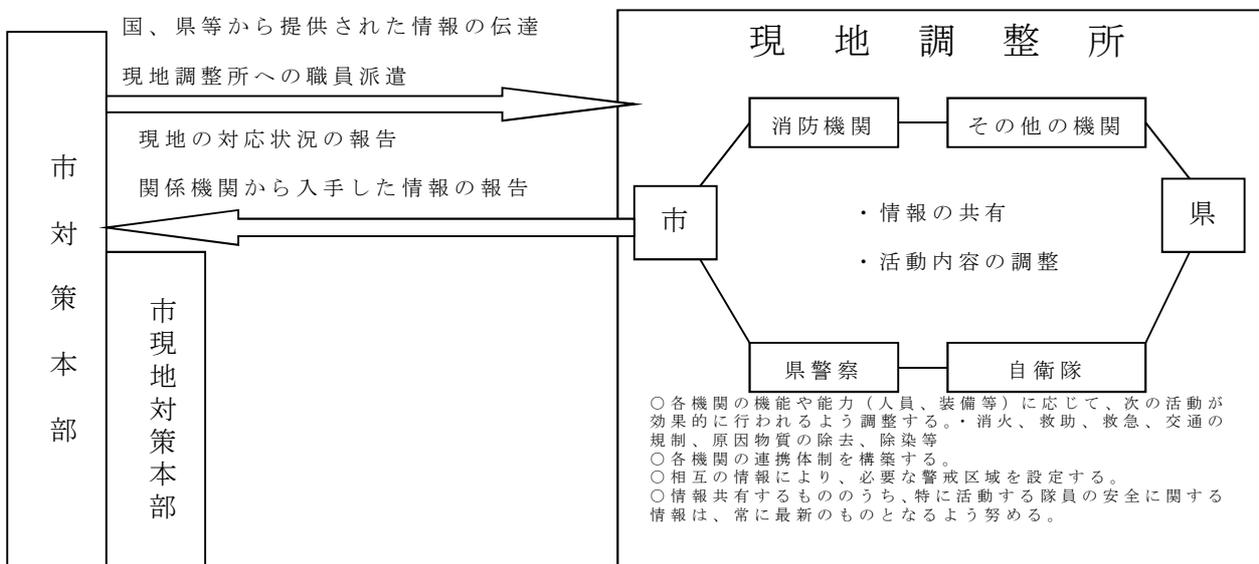
ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を行います。

イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置します。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ります。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置をします。他の対処に当たる機関がすでに設置している場合には、市の職員を積極的に参画させます。

【現地調整所イメージ図】



7 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置等を総合的に推進するため、各種の国民保護措置等の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置等の速やかかつ的確な実施に努めます。

(1) 市の区域内の国民保護措置等に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置等を速やかにかつ的確に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置等に関する総合調整を行います。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等に関して所要の総合調整を行うよう要請します。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置等に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにします。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置等の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

(4) 国民保護措置等に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、その総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置等の実施の状況について報告又は資料の提供を求めます。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市内に係る国民保護措置等を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。

この場合、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、その求めの趣旨を明らかにして行います。

8 市対策本部の廃止

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止します。

第2節 通信の確保

総務部

1 情報通信手段の確保

携帯電話、衛星携帯電話、L G W A N（総合行政ネットワーク）移動系防災行政無線、インターネットなどを活用して、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置等の実施に必要な情報通信手段を県の対応に準じ、確保します。

2 情報通信手段の機能確認

必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、情報通信に支障が生じた場合は、職員を直ちに現場に派遣し応急復旧作業を行うとともに、直ちに総務省にその状況を連絡します。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

武力攻撃やテロにおける通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信を指揮する職員を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を実施するよう努めます。

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置等を速やかにかつ適切に実施するためには、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関が相互に連携し、密接な関係のもとで協力し合うことが重要です。

このため、各関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定めます。

第1節 国、県の対策本部との連携

総務部、各支部、消防部

1 国、県の対策本部との連携

県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行う等により密接な連携を図ることとします。

2 国、県の現地対策本部との連携

国、県の現地対策本部が市内に設置された場合は、市職員を国、県の現地対策本部との連絡員として派遣することにより、緊密な連携に努めます。

現地対策本部の運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国、県と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行うこととします。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めます。

第2節 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

総務部

1 知事等への措置要請

市の区域における国民保護措置等を速やかで適切に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置等の実施を要請します。この場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして要請します。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市の区域における国民保護措置等の求めを速やかにかつ適切に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めます。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

国民保護措置等を速やかで適切に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置等の実施を要請します。この場合、市は、その機関の業務内容に照らし合わせ、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして要請します。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

総務部

- 1 国民保護措置等を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めます（国民保護等派遣）。
また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の求めができない場合は、直接、防衛大臣に連絡します。
なお、実務上の連絡先については、日頃から市と自衛隊が調整し、確認しておくこととします。
- 2 国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^{※7}（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図ることとします。

※7 防衛出動・・・国会の承認のもと、外部からの武力攻撃及びそのおそれがある場合に、内閣総理大臣の命令により自衛隊が防衛のために出動すること。

治安出動・・・内閣総理大臣の命令により、治安維持のために自衛隊が出動すること。

第4節 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

総務部

1 他の市町村等への応援の要求

- (1) 国民保護措置等を実施するうえで、必要があると認めるときは、他の市町村等に対して応援を求めることとします。この場合、応援を求める理由や活動内容などを具体的に明らかにしたうえで、他の市町村等に対して応援を求めることとします。
- (2) 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求めます。

2 県への応援の要求

国民保護措置等を実施するうえで、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求めることとします。この場合、応援を求める理由や活動内容などを具体的に明らかにしたうえで、知事等に対して応援を求めることとします。

3 事務の一部の委託

- (1) 国民保護措置等の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、日頃からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行うこととします。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- (2) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出ます。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市はその内容を速やかに市議会に報告します。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

総務部

- 1 国民保護措置等の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、その機関の職員の派遣の要請を行います。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、その地方公共団体の職員の派遣を求めます。
- 2 市は、1の要請を行うときは、県を経由して行います。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行います。また、その要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置等の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あつせんを求めます。

第6節 市の行う応援等

総務部

1 他の市町村に対して行う応援等

- (1) 他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置等と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。
- (2) 他の市町村から国民保護措置等に係る事務の委託を受けた場合、市は、所定の事項を市議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出ます。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置等の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置等と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等

総務部、福祉部

1 自主防災組織に対する支援

自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や住民による避難住民等の誘導などの実施に関する協力について、その安全について十分に確保し、適切な情報の提供に努めます。また、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行います。

2 ボランティア団体に対する支援

(1) 受入窓口の開設

県及び市は、ボランティア関係団体と相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入窓口を開設することとします。

(2) ボランティアの受入れ

県及び市は、ボランティア関係団体と連携し、各避難所などのボランティアニーズ（種類、人数等）を把握し、相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入れができる体制の整備に努めることとします。

(3) ボランティア活動への対応

ア ボランティア関係団体からの申し出があった場合でも、活動の安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃やテロの発生状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断します。

イ 安全の確保が十分であると判断した場合には、次の事項に留意しながら県及びボランティア関係団体と相互に協力し、その技能の効果的な活用ができるように努めることとします。

(ア) 被災地又は避難先地域における要望や活動状況の把握

(イ) ボランティアへの情報提供

(ウ) ボランティアの生活環境への配慮

(エ) 避難所等に臨時に設置されるボランティアセンターにおける、ボランティアの登録及び派遣調整など、受入体制の確保

3 民間からの救援物資の受入れ

県や関係機関と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れ希望するものを把握し、受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図ります。

第8節 住民等への協力要請

消防部

国民保護措置等を実施するため、住民等の援助が必要であると認めるときは、住民等に対し、次の事項についての協力を要請します。この場合、要請を受けて協力する住民等の安全の確保について十分に配慮します。

- (1) 避難住民等の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他武力攻撃・テロ災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報の伝達及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

総務部、財務部、市民部、福祉部、保健医療部、教育部、支所部、消防部

武力攻撃やテロにおいて、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の速やかにかつ的確に伝達及び通知を行うことが極めて重要です。

このため、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 警報の内容の伝達等

県から警報の内容の通知を受けた場合に、市はあらゆる広報媒体を活用して、広く住民等や関係団体に対し、速やかに警報の内容を伝達します

なお、県との役割分担に応じ、県が日頃から情報収集した大規模集客等施設に警報の内容を伝達することとします。

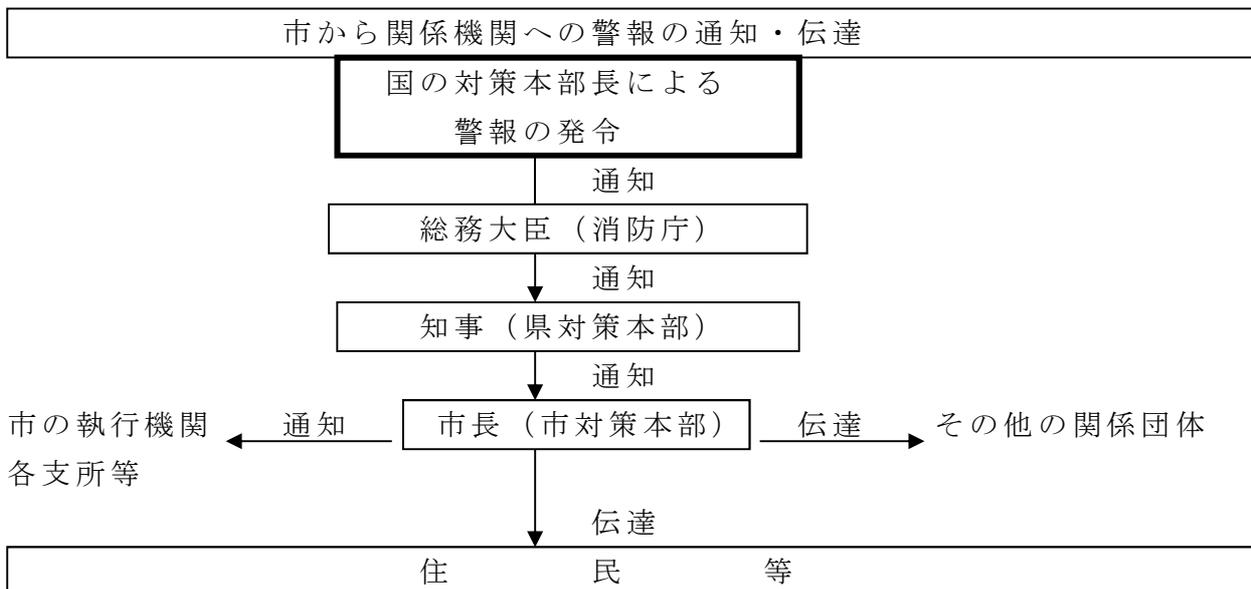
2 警報の内容の通知

(1) 市の他の執行機関その他の関係機関(各支所、教育委員会など)に対しても、警報の内容を通知します。

(2) 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載します。

【高崎市ホームページ】 <https://www.city.takasaki.gunma.jp>

※市から関係機関への警報の通知及び伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。



3 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、緊急情報ネットワーク（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達されます。

市は、広報車の使用やコミュニティFM放送局（ラジオ高崎）の放送などの手段により、原則として次の要領により行います。

ア 「武力攻撃やテロが迫り、又は現に武力攻撃やテロが発生したと認められる地域」に市が含まれる場合は、防災スピーカーや広報車によるサイレンを最大音量で吹鳴して住民等に注意喚起した後、武力攻撃やテロの事態認定に伴い、警報が発令されたことをアナウンスすることとします。併せてラジオ高崎の放送や防災行政無線、ホームページへの掲載、安心ほっとメールの配信などの手段により警報が発令された事実を周知させます。

イ 「武力攻撃やテロが迫り、又は現に武力攻撃やテロが発生したと認められる地域」に市が含まれない場合は、原則として、サイレンは使用せず、ラジオ高崎の放送や防災行政無線、ホームページへの掲載、安心ほっとメールの配信などの手段により、周知を図ります。

なお、市が特に必要と認める場合には、防災スピーカーや広報車等により、サイレンを使用して住民等に周知を図ります。

- (2) 市は、消防局及び消防団（以下「消防機関」という。）と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備することとします。

この場合、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、日頃からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように、配意することとします。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が速やかにかつ的確に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ることとします。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮することとし、これらの避難行動要支援者について、防災福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に、速やかに正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。

(4) 警報の解除が県から通知された場合、発令と同様に住民等や関係団体に伝達することとします。なお、市が住民等に伝達するときは、原則として、サイレンは使用しないこととします。

4 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報^{※8}の住民等や関係機関への伝達及び通知方法については、警報の伝達及び通知方法と同様とします。

なお、緊急通報は国が警報を発令していない状況でも、事態認定が行われていれば、知事は、発令できることとなっています。

※8 緊急通報・・・国が警報を発令した後、武力攻撃やテロによって災害（火災や有毒ガスの流出など）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、その災害によって住民等の生命、身体及び財産に危害が及ぶと認めるときに、知事が速やかに発令するものをいう。

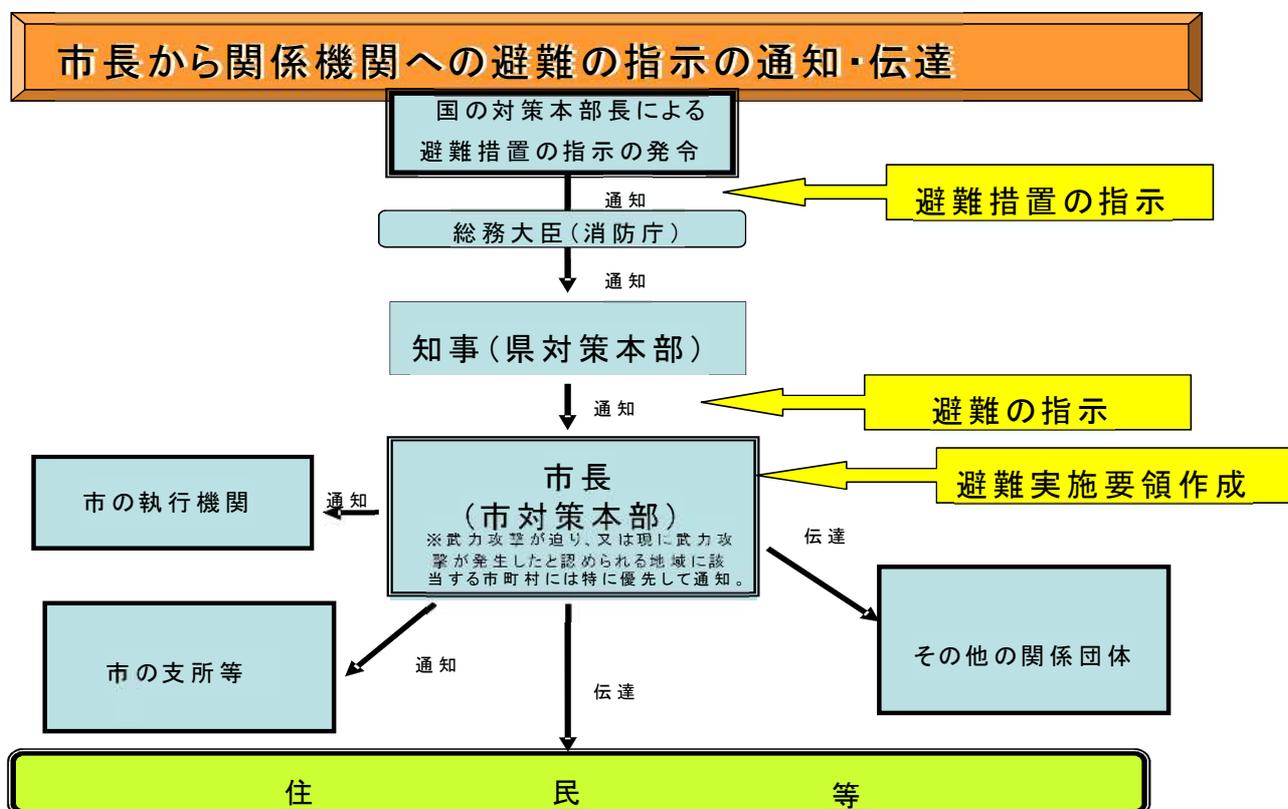
第2節 避難住民等の誘導

各部、総務部、財務部、市民部、福祉部、保健医療部、環境部、農政部、建設部、教育部、支所部、消防部

県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民等の誘導を行うこととなります。市が住民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民等の誘導について、次のとおり定めます。

1 避難の指示の通知及び伝達

- (1) 市は、県が避難の指示を速やかにかつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を速やかに県に提供します。
- (2) 市は、県による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民等に対して、速やかに伝達します。



※市(町村)長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

※避難の指示の流れについては、上図のとおり。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、その案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、速やかに避難実施要領を策定します。

その際、避難実施要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるよう、その速やかな作成に留意します。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正します。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民等の誘導の実施方法、避難住民等の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民等の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市国民保護計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本です。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする場合もあります。

ア 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事務所など、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先の住所や施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 避難住民等の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所の住所や場所を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項など、集合に当たっての避難住民等が留意すべき事項を記載する。

なお、高齢者、障害者など避難行動要支援者の所在を確認して避難を促す。

- カ 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間や避難経路など、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- キ 避難住民等の避難誘導が速やかにかつ円滑に実施できるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置や担当業務を明示するとともに、その連絡先などを記載する。
- ク 高齢者、障害者など、避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するため、対応方法を記載する。
- ケ 避難を必要とする地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- コ 避難誘導中に避難住民等へ食料、水、医療、情報などを速やかにかつ適切に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- サ 避難住民等の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- シ 避難誘導から離脱してしまうなど、問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮します。

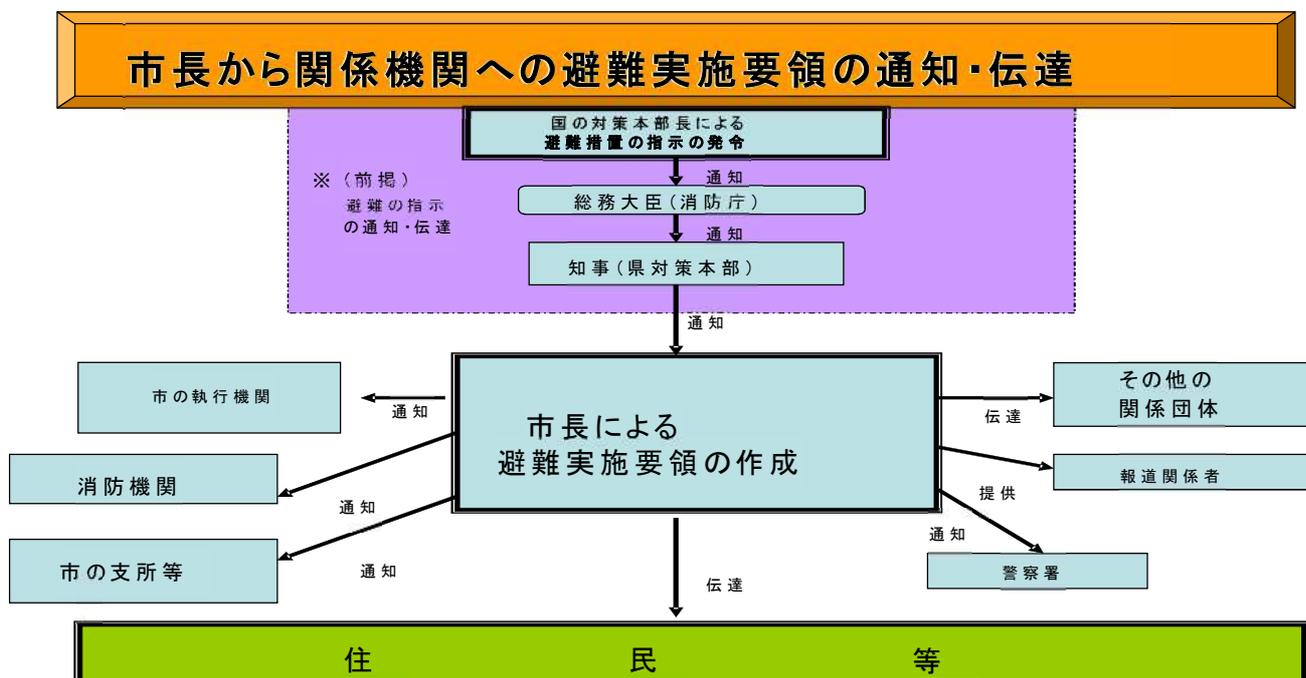
- ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民等の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（個別計画、避難行動要支援者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民等や関係のある公私の団体に伝達します。その際、住民等に対しては、速やかな対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努めます。

また、市は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防局長、警察署長及び自衛隊群馬地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知します。

さらに、市は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供します。



3 避難住民等の誘導

(1) 市による避難住民等の誘導

県から避難の指示を受けたときは、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民等を誘導します。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行います。ただし、緊急の場合には、この限りではありません。

また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図ります。また、職員には、住民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させます。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民等の不安軽減のため必要な措置を講じます。

（2）消防機関の活動

消防局は、消火、救急及び救助活動の状況を勘案しつつ、市の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民等の誘導を行います。

なお、消防事務を共同処理している関係市の避難住民等の誘導等に携わる場合は、その市の避難実施要領で定めるところによります。また、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合に委託している吉井町地域において、その消防吏員は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民等の誘導を行うことを確認します。

消防団は、消火活動及び救急・救助活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行います。

（3）避難誘導を行う関係機関との連携

避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置等の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民等の誘導を要請します。

また、警察官等が避難住民等の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行います。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

避難住民等の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民等の誘導に必要な援助について、協力を要請します。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

避難住民等の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図ります。

市は、避難住民等の心理を勘案し、避難住民等に対して、必要な情報を適時適切に提供します。その際、避難住民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供します。

(6) 高齢者、障害者などへの配慮

市は、高齢者、障害者などの避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとします。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行います。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努めます。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、県やその地域を管轄する獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力して所要の措置を講ずるよう努めます。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努めます。

(11) 県に対する要請等

避難住民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県に対して、必要な支援の要請を行います。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意します。

また、避難住民等の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、県に対して、所要の調整を行うよう要請します。

市は、県から避難住民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じます。

(12) 避難住民等の運送の求め等

避難住民等の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民等の運送を求めます。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知します。

(13) 大規模集客施設等における避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を講じます。

(14) 避難住民等の復帰のための措置

避難の指示が解除された時は、避難住民等の復帰に関する要領を作成し、避難住民等を復帰させるため必要な措置を講じます。

4 避難住民等の受入れ

国からの避難に関する通知を受け、市内に避難する人を受入れる地域がある場合は、市は県と連携し、避難施設の開設など、受入れの準備を行います。

5 避難住民等の誘導に関する留意事項

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、速やかに避難住民等の誘導を実施することが基本です。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じますが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本です。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民等を要避難地域の外に避難させることとなります。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民等に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となります。

(3) 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たります。

ア 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順で、避難実施要領で定めます。

イ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなります。

特にこの場合、初動時には、住民等の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、日頃から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要です。

(4)ゲリラや特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定されます。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部、生活関連等施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要です。

弾道ミサイル攻撃の場合

(1)弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民等は屋内に避難することが基本です。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなります。

(2)以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で速やかに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となります。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国対策本部長	警報の発令、避難措置の指示
	(その他、記者会見等による国民への情報提供)
知事	避難の指示
市長	避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

(3) 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わります。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、J - A L E R Tによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について日頃から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があります。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとします。

N B C 弾頭や B C R 兵器による攻撃

(1) N B C 弾頭や B C R 兵器による攻撃（以下「N B C R 攻撃」といいます。）の場合の避難については、避難誘導する者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講じることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して、避難誘導を行います。

(2) 避難誘導に当たっては、県からの攻撃の特性に応じた避難の指示を十分踏まえます。

着上陸侵攻の場合

(1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となります。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、日頃らからかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしません。

第5章 救援

武力攻撃やテロに伴い避難住民等が発生した場合は、国から県へ救援の実施について具体的な指示が行われます。

県は、国の指示に基づき広域的な立場から救援を実施しますが、地域の実情に応じて市へ救援に関する指示を行います。要請を受けた市は、速やかにかつ的確に救援の実施を確保します。

このため、救援の実施に関する必要な事項を、次のとおり定めます。

第1節 救援の実施

総務部、市民部、福祉部、保健医療部、環境部、農政部、建設部、教育部、支所部、消防部

1 救援の実施

実施すべき救援に関する措置の内容及び期間の通知が県からあったときは、次に掲げる措置のうち、市が実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行います。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃・テロ災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃・テロ災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

上記のとおり市が実施することとされた措置を除き、県が実施する措置の補助を行います。

第2節 関係機関との連携

総務部、福祉部、保健医療部

1 県への要請等

県から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と認めるときは、県に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請します。

2 他の市町村との連携

県から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と認めるときは、県に対して県内の他の市町村との調整を行うよう要請します。

3 日本赤十字社との連携

県から事務の委任を受けた場合において、県が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施します。

4 緊急物資の運送の求め

運送事業者である指定公共機関又は県内の指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民等の運送の求めに準じて行います。

第3節 救援の内容

総務部

1 救援の基準等

県から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。

しかし、「救援の程度及び基準」に沿った救援の実施が困難であると判断する場合には、県に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。

2 救援における県との連携

県が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、日頃から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施します。

また、都道府県と連携して、NBCR攻撃による特殊な医療活動の実施に留意することとします。

第4節 救援物資等の確保

総務部

1 救援物資の売渡要請等

県から市が実施すべき措置として通知があったときは、救援を行うために緊急の必要があり、やむを得ないと認める場合に限り、政令で定める公用令書を交付して次の措置を実施します。

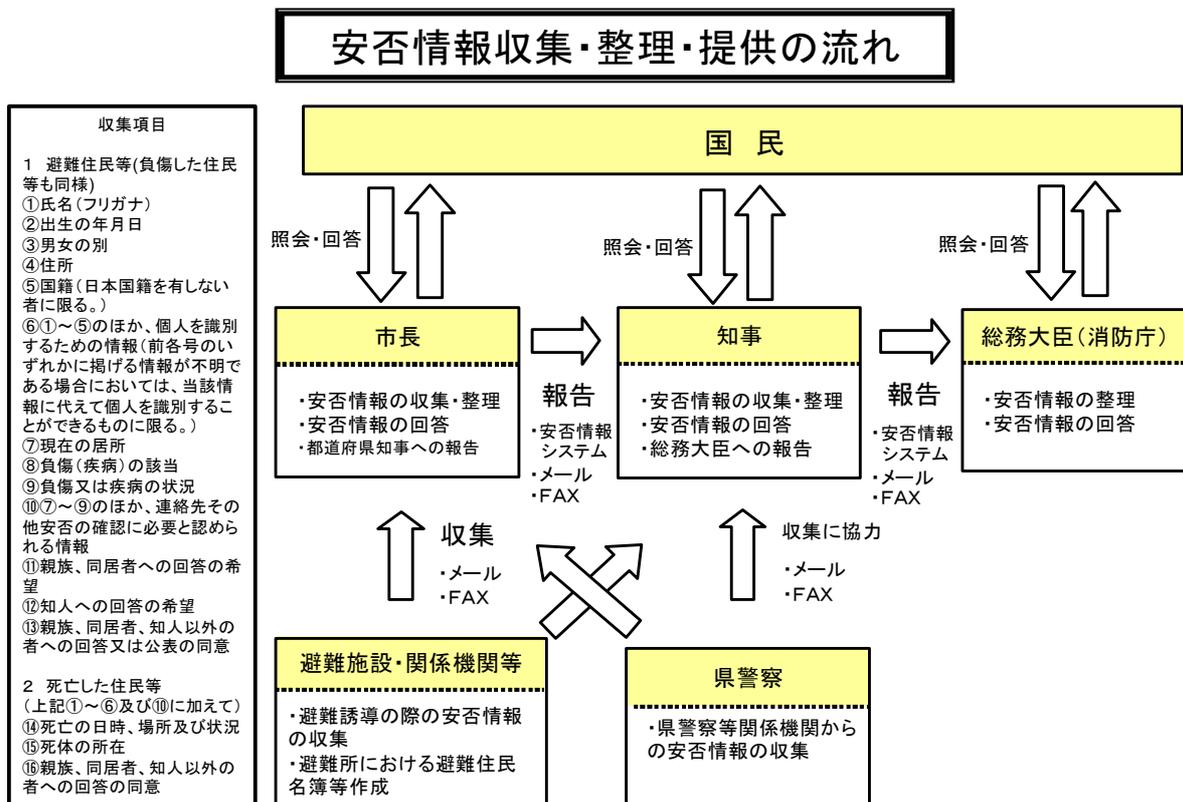
- (1) 救援の実施に必要な食品、医薬品、寝具、その他（医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送事業者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する特定物資の売り渡しの要請
- (2) (1) の売り渡しの要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- (3) 特定物資を確保するための保管命令
- (4) 避難施設や臨時の医療施設を開設するための土地や建物の使用（原則土地や建物の所有者及び占有者の同意が必要）
- (5) 特定物資の収用、保管命令、土地や建物の使用に必要な立入検査
- (6) 特定物資の保管を命じた事業者に対する報告の求め及び保管状況の検査

【資料編 1 4 (3) 公用令書様式】

第6章 安否情報の収集・提供

武力攻撃やテロに伴い発生した避難住民等や死傷した住民等の安否情報の収集や提供を行う場合は、避難や救援などのその他の国民保護措置等の実施状況を見極めながら、その緊急性や必要性を踏まえて県と連携して行うものとします。

このため、安否情報の収集、整理や報告、照会への回答について必要な事項を、次のとおり定めます。



第1節 安否情報の収集

総務部、福祉部、保健医療部、教育部、支所部、消防部

1 安否情報の収集

避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等の日頃から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して安否情報の収集を行うものとします。

また、医療機関や学校などの関係機関からの情報収集に努める他、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。

2 安否情報収集の協力要請

安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関などの関係機関に対し、必要と認める場合は、安否情報の提供への協力を行うよう要請します。

なお、この協力は、各機関の業務の範囲内で行われるものであるとともに、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。

3 安否情報の整理

自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理します。

第2節 県に対する報告

総務部

県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用し、利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等で県に送付します。

ただし、事態が切迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行います。

第3節 安否情報の照会に対する回答

総務部

1 安否情報の照会の受付

- (1) 市対策本部の設置と同時に、安否情報の照会窓口、電話やFAX番号、メールアドレスについて住民等に周知します。
- (2) 住民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号を使用し、市対策本部に設置する対応窓口、書面を提出することにより受け付けます。
ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付けます。
- (3) 安否情報の照会に当たっては、本人確認を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提出又は提示させることとします。
ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電話、電子メールなどの方法により照会があった場合においては、市は、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別を照合することにより、本人確認を行うこととします。
- (4) 市は、他の市町村から、照会者の本人確認を行うための問い合わせを受けた場合は、これに協力します。

2 安否情報の回答

- (1) 照会された安否情報を保有又は整理している場合には、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、照会の対象者が避難住民等に該当するか否か及び武力攻撃・テロ災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答します。
- (2) 回答に当たっては、安否情報の照会者の本人確認を行うとともに、その照会が不当な目的によるものではないこと、また、回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがないと認められるときに回答することとし、その回答を行った担当者、回答相手の氏名や連絡先などを把握します。

3 個人情報保護への配慮

- (1) 安否情報は個人情報であることから、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底します。

- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷や疾病の状況の詳細、死亡の状況など個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

第4節 日本赤十字社に対する協力

総務部、福祉部

日本赤十字社群馬県支部の要請があったときは、その要請に応じ、市が保有する外国人に関する安否情報を提供します。

その安否情報の提供に当たっても、第3編第6章第3節2、3と同様に、個人情報の保護に配慮します。

第7章 武力攻撃・テロ災害への対処

第1節 武力攻撃・テロ災害への対処

総務部、消防部

武力攻撃・テロ災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃・テロ災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行うことが重要です。

このため、市が実施しなければならない武力攻撃・テロ災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定めます。

1 武力攻撃・テロ災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃・テロ災害への対処

国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃・テロ災害への対処のために必要な措置を実施します。

(2) 知事への措置要請

武力攻撃やテロにより多数の死者が発生した場合やNBCR攻撃による災害が発生した場合、これに対処するために必要な専門知識や経験を持つ人員及び特殊な装備が必要となる場合など、武力攻撃・テロ災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置の実施を要請します。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

武力攻撃・テロ災害への対処措置を行う職員には、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を実施します。

2 武力攻撃・テロ災害の兆候の通報

(1) 市への通報

消防吏員は、武力攻撃やテロに伴って発生する火災や異臭が発生した場合、不審物が発見された場合などの武力攻撃・テロ災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市に通報することとします。

(2) 県への通知

市は、武力攻撃・テロ災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃・テロ災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を県に通知します。

第2節 生活関連等施設における災害への対処等

総務部、福祉部、保健医療部、消防部

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定めます。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握等

市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

また、県が管理する生活関連等施設については、自ら安全確保のために必要な措置を行います。この場合、必要と判断したときは、県警察、消防機関その他の行政機関に対し支援を求めます。

なお、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、可能な範囲で警備の強化等の必要な措置を講じます。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うこととします。また、自ら必要があると認めるときも、同様とします。

(3) 市が管理する施設の安全確保

市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のため必要な措置を講じます。

この場合において、必要に応じ、県警察等に対し支援を求めます。

また、市が管理する生活関連等施設以外の施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化などの措置を講じます。

2 危険物質等に係る武力攻撃・テロ災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

危険物質等に係る武力攻撃・テロ災害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃・テロ災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じます。

なお、避難住民等の運送などの措置においてその物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行います。

(2) 警備の強化及び危険物資等の管理状況報告

危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。また、市は、(1)の1号から3号の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

下欄の○は、国民保護法第103条第3項によりその措置の権限が与えられている事を意味し、それ以外の記述は、その措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区 分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第2条第7項の危険物	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けたものが取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱うものが取り扱うもの	○	○	○

※国民保護法第103条第3項第1号から第3号の措置については、次のとおり。

- 1号措置・・・危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- 2号措置・・・危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3号措置・・・危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

第3節 NBCR攻撃による災害への対処等

総務部、福祉部、保健医療部、環境部、農政部、消防部

NBCR攻撃による災害への対処については、国の方針に基づいた対応を基本としつつ、必要な事項について、次のとおり定めます。

1 NBCR攻撃による災害への対処

(1) NBCR攻撃に対する応急措置の実施

NBCR攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、災害が発生した直後の応急措置や状況に応じた対応については、県国民保護計画に準じ、次のとおり対処します。

ア 連絡体制及び初動体制

関係機関（市、県、県警察、消防機関、医療機関）は、自衛隊と協力しつつ、相互の連絡体制を整備し、連絡窓口などに変更があった場合は、速やかに相互に変更点を連絡することとします。

NBCR攻撃の疑いや、それらの攻撃の連絡を受けた機関は、速やかに他の機関にその内容を連絡することとします。

イ 現場における応急措置の実施

NBCR攻撃が行われた場合は、応急措置を行う現地関係機関同士の情報の共有、役割分担、被害状況の広報の協議及び調整を行い、相互の円滑な連携を確保します。

また、被害現場周辺の状況の変化に応じて、現場及び汚染が拡大すると予想される地域の住民等に対し、応急措置として、退避を指示し、又は警戒区域を設定します。

なお、県警察は、関係機関とともに、交通の規制、被災者の救助などの活動を行うこととします。

ウ 汚染物質の特定における連携

(ア) 汚染物質の特定

汚染物質の特定については、県警察において応急的に汚染物質の鑑定を行うとともに、県警察だけで鑑定できない場合には、県衛生環境研究所において鑑定を実施します。

県警察及び消防機関の職員はそれぞれが保有する検知資機材を用いて、現場において汚染物質の特定に努めることとします。

(イ) 汚染物質の特定に当たっての情報交換

各関係機関は、現場の被害状況や被害者の言動などの情報、被害者の搬送中の症状などについて、県警察に連絡することとします。

医療機関は、受け入れた被害者の症状について、関係機関相互に連絡することとします。

各関係機関は、被害者の血液、吐しゃ物などの検体を入手した場合、鑑定機関に送付し検査及び分析を行うこととします。

(ウ) 特定された後の情報伝達

鑑定機関によって汚染物質が特定された場合や、何らかの情報が判明した場合は、速やかに各関係機関に連絡し、情報を共有化することとします。

(2) 職員の安全の確保

市長又は関係消防組合の理事長（以下「市長等」という。）は、NBCR攻撃を受けた場合、武力攻撃・テロ災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、その情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮します。

2 汚染原因に応じた対応

(1) 基本的な対応

NBCR攻撃が発生した場合の対応は、それぞれの汚染原因に応じて、国（厚生労働省及び農林水産省等）及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずることとします。

なお、放射性降下物などにより汚染された食料品による健康被害の発生を防止するため、県と連携しながら、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者などを指導するとともに、住民等に摂取注意を呼びかけるほか、水が汚染された場合には、給水停止などの措置を講じます。

ア 核弾頭や放射能兵器による攻撃の場合

核攻撃などによる災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告します。

避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じます。

また、措置に当たる職員には防護服を着用させて、被ばくによる人体への影響に留意します。

イ 生物剤による攻撃の場合

措置に当たる職員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行います。また、県保健福祉事務所は、県警察等の関係機関と連携し、消毒等の措置を実施することとします。

なお、天然痘等の生物剤のように、人に知られることなく散布することが可能で、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤の散布が判明したときには既に被害が拡大している可能性のあるものがあります。このため、生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性があることへの注意が必要です。

生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に注意し、市の保健衛生担当課と協力し、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとします。

ウ 化学剤による攻撃の場合

措置に当たる職員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等のための情報収集を行います。

(2) 市長等の権限

市長等は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次表に掲げる権限を行使します。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立ち入りの制限 ・立ち入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長等は、前記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、占有者及び管理者に対し、次表に掲げる事項を通知します。ただし、緊急の必要があるときは、その措置を行った後、占有者及び管理者に通知します。

また、前記表中の第5号及び第6号に掲げる措置を実施するときも、適当な場所に次表の事項を掲示します。ただし、緊急の必要があるときは、職員が現場で指示を行います。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(3) 土地等への立ち入り

市長等は、(1)の措置を行うために必要があるときは、措置に当たる職員に、土地、建物その他の工作物などへ立ち入らせることとします。

なお、他人の土地などへ立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示することとします。

3 国の対策本部等との緊密な連携

(1) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止の措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、その方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(2) 関係機関との連携

NBCR攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、その情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援の要請を行います。

第8章 応急措置等

総務部、消防部

武力攻撃・テロ災害が発生したとき、緊急の必要があると認める場合には、国からの指示を待たず、市が自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定など応急の措置を実施します。

このため、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定めます。

第1節 退避の指示

総務部、消防部

1 退避の指示^{※9}

武力攻撃・テロ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、住民等に退避の指示を行います。

この場合、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

【退避の指示（例）】

- 1 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民等については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 2 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民等については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※9 退避の指示・・・武力攻撃・テロ災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、市が独自の判断で住民等を一時的に退避させる。ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民等に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を考慮し、付近の住民等に退避の指示をする。

2 屋内退避の指示について

住民等に退避の指示を行う場合、その場から移動するよりも、次のように屋内に留まる方が安全だと考えられるときには、屋内退避を指示します。

- (1) N B C R 攻撃と判断されるような場合で、住民等が有効な防護手段を持たないまま移動するよりも、外気からの接触が少ない屋内に留まる方が安全だと考えられるとき。
- (2) 敵のゲリラや特殊部隊が目立たないように行動し、その行動の情報がない場合で、屋外を移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

3 退避の指示に伴う措置等

- (1) 退避の指示を行ったときは、広報車などにより速やかに住民等に伝達するとともに、ラジオ高崎に対してその内容を連絡します。また、退避の指示の内容等について、県に通知します。

退避の必要がなくなったときも、同様に伝達します。

- (2) 市は、県、県警察又は自衛隊から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整及び協力を行うこととします。

4 安全の確保等

- (1) 退避の指示を住民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃・テロ災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。

- (2) 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行います。

- (3) 武力攻撃やテロにおいては、退避の指示を行う市の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させます。

第2節 警戒区域の設定

総務部、消防部

1 警戒区域^{※10}の設定

市は、武力攻撃・テロ災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

2 警戒区域の設定に伴う措置等

(1) 警戒区域の設定は、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定します。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行います。

NBCR攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。

(2) 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民等に広報及び周知します。また、ラジオ高崎にその内容を連絡します。

武力攻撃・テロ災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、その区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命じます。

(3) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に速やかに対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保します。

※10警戒区域・・・警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、その区域内への立入制限等をする。警戒区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なる。

(4) 県、県警察又は自衛隊から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整及び協力を行うこととします。

3 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。

第3節 応急公用負担等

総務部、消防部

1 市の事前措置

武力攻撃・テロ災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃・テロ災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、それらの設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を実施すべきことを指示します。

2 応急公用負担

武力攻撃・テロ災害への対処に関する措置を行うため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を実施します。

- (1) 他人の土地、建物などの一時使用
- (2) 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- (3) 被災した工作物や車両などで、国民保護措置等の実施の支障となるものの除去その他必要な措置

第4節 消防に関する措置等

総務部、消防部

1 市が行う措置

消防機関による武力攻撃・テロ災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃やテロの状況及び被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を実施することとします。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃・テロ災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火、救急及び救助活動等を行い、武力攻撃・テロ災害を防除し、及び軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行います。

この場合において、消防局は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃・テロ災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備及び資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行います。

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市は、武力攻撃・テロ災害の状況が、市の区域内の消防力では、対処できないと判断した場合は、県又は他の市町村に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行います。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

市は、3による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃・テロ災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、県を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火、救急及び救助活動の応援等を要請します。

5 消防の応援の受入れ体制の確立

市は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行うこととします。

6 消防の相互応援に関する出動

市は、他の被災市町村から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を速やかにかつ円滑に実施するために、武力攻撃・テロ災害の発生状況を考慮し、県との連絡体制を確保するとともに、消防局と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行うこととします。

7 医療機関との連携

市は、消防局とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行うこととします。

8 安全の確保

- (1) 市は、消火、救急及び救助活動等を行う職員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行うこととします。
- (2) その際、市は必要により、現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行うこととします。
- (3) 被災地以外の市は、県又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃やテロの状況及び予測、武力攻撃・テロ災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する職員に対し情報の提供及び支援を行うこととします。
- (4) 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動することとします。

- (5) 市長、消防局長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとします。

第9章 被災情報の収集及び報告

総務部、消防部

武力攻撃やテロに伴う死傷者や建物被害の状況など、被災情報を把握しておくことは、適切な国民保護措置等の実施に不可欠です。

市は、被災情報を収集するとともに、県に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定めます。

1 被災情報の収集及び報告

(1) 電話、市移動系防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃・テロ災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃・テロ災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集を行います。

(2) 情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行います。

(3) 被災情報の収集に当たっては、県を経由して総務省消防庁に対し即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告します。

(4) 第一報を県を経由して総務省消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に、県に対し報告します。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市が必要と判断した場合には、直ちに、即報要領に基づき、県を経由して総務省消防庁に報告します。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

総務部、福祉部、保健医療部、環境部、水道部

武力攻撃やテロが発生した場合、市民生活や避難住民等の健康の保持、環境衛生の確保などに関する措置を実施することが必要です。

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃・テロ災害により発生した廃棄物の処理を速やかにかつ適切に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 保健衛生の確保

避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じ、市防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施します。

(1) 保健衛生対策

避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談窓口を設置するなど、その地域の衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握などに努めます。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態に特に配慮します。

(2) 防疫対策

避難住民等が、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、予防接種、健康診断及び消毒等の措置を実施します。

(3) 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施します。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民等に対して情報提供を行います。

イ 市防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備します。

ウ 水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行います。

(5) 栄養指導対策

避難先地域の住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施します。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせます。

なお、この事業者については、武力攻撃・テロ災害の時に発生する廃棄物の量や既存の許可業者による廃棄物処理能力を勘案し、日頃から検討します。

イ アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う事業者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

イ 廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他市町村との応援等にかかる要請を行います。

第11章 生活の安定に関する措置

総務部、財務部、建設部、教育部、水道部

武力攻撃やテロが発生した場合、生活関連物資等（食品、衣類、寝具、貸家など、住民等の消費生活に必要な物資及び役務）の供給に不足が生じ、物価の高騰など、住民等の生活への悪影響が生じるおそれがあります。

また、日常生活に必要な電気、ガス、水道などの安定的な供給を確保しなくてはならないことから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定めます。

1 生活関連物資等の価格安定

武力攻撃やテロが発生した場合において、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力します。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、学用品の給与、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切に措置します。

（2）税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃やテロにおいて水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、その公共的施設を適切に管理します。

4 支援措置の広報

市は、被災者及び事業者の自立に関する援助、助成措置について、広報に努めます。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

総務部、教育部、消防部

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定めます。

1 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置等に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されることとなります。

（1）特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置等に係る職務等を行う者、国民保護措置等に係る協力等のために使用される場所等

【資料編14（4） 特殊標章及び身分証明書のひな型】

（2）特殊標章等の交付及び管理

市長、消防局長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。

【資料編14（4） 高崎市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱・高崎市等消防局の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱】

ア 市長

- (ア) 市の職員（消防局長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置等に係る職務を行う者
- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置等に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置等の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防局長

- (ア) 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置等に係る職務を行う者
- (イ) 消防局長の委託により国民保護措置等に係る業務を行う者
- (ウ) 消防局長が実施する国民保護措置等の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- (ア) 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置等に係る職務を行う者
- (イ) 水防管理者の委託により国民保護措置等に係る業務を行う者
- (ウ) 水防管理者が実施する国民保護措置等の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市の管理する施設及び設備について、武力攻撃・テロ災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定めます。

第1節 基本的考え方

総務部

1 市の管理する施設及び設備の緊急点検等

武力攻撃・テロ災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえで、市の管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

2 通信機器の応急の復旧

武力攻撃・テロ災害の発生により、防災行政無線など関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じます。また、復旧措置を講じてもお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡します。

3 県に対する支援要請

応急の復旧のための措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

第2節 生活基盤等の応急の復旧

総務部

1 ライフライン施設

武力攻撃・テロ災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じます。

2 道路

武力攻撃・テロ災害が発生した場合には、市が管理する道路について速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民等の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

第2章 復 旧

総務部

市の管理する施設及び設備について、武力攻撃・テロ災害が発生したときは、武力攻撃・テロ災害の復旧を行うこととし、武力攻撃・テロ災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定めます。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃・テロ災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃・テロ災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃・テロ災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施します。

2 市の管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃・テロ災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案し、速やかな復旧を行います。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定めます。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置等の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置等に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定めます。

第1節 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

総務部

1 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置等の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。

2 関係書類の保管

武力攻撃やテロにおいて、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管します。

第2節 損失補償及び損害補償

総務部

1 損失補償

国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行います。

2 損害補償

国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行います。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

総務部

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民等の誘導若しくは避難住民等の運送に係る指示をした場合において、その総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行います。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではありません。

第5編 首都圏等への支援

首都圏で大規模な武力攻撃・テロ災害が発生した場合や、武力攻撃やテロが長期にわたるような場合には、大量の避難住民等の発生が想定されます。

このような状況が発生したとき、県は、首都圏の外縁部にありながら、首都東京から概ね100kmの圏内に位置し、新幹線や高速道路などの高速交通網で直結されているという条件を生かし、首都圏住民等の避難先地域として積極的に協力・支援に努めるとしています。市においても、県、近隣市町村と連携し、首都圏住民等の避難先地域として積極的に協力・支援に努めます。

具体的には、首都圏から避難してくる住民等の人数や避難の方法など県が把握した情報を共有し、市内における避難住民等の受入能力、避難経路の状況などを考え合わせながら、県、近隣市町村と連携して協力・支援に努めます。

このため、日頃から県、近隣市町村との連携に努め、県域を越える避難住民等の受入れ態勢の整備に努めます。

なお、隣接県において、同様の状況が発生した場合にも、同様に協力・支援に努めます。